

議案第41号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 職員の人事、給与（給与の支払を除く。）及び厚生福利に関する事項

(6)～(12) 略

(13) 給与の支払その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項

(14) 略

(部局以外の組織及び分掌事務)

第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理局を部局の外に置く。

2 会計管理局に長を置き、会計管理者とする。

3 会計管理者は、会計管理局の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。

4 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 職員の人事、給与及び厚生福利に関する事項

(6)～(12) 略

(13) 略

(部局以外の組織及び分掌事務)

第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項、建設事業の評価に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、会計管理者を部局の外に置く。

2 会計管理者に長を置き、会計管理者とする。

3 会計管理者は、会計管理者の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。

4 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。